

個人事業主の場合

- 個人事業主の「付加価値」は、以下の計算式によって計算します。

青色申告特別控除前の所得金額 (※) + 人件費 + 減価償却費 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

※ 青色申告特別控除前の所得金額とは、青色申告決算書の「売上げ（収入）金額」から「売上原価」及び「経費」を差し引いた額に、「各種引当金・準備金等」の「繰戻額等（貸倒引当金）」から「繰入額等（専従者給与及び貸倒引当金）」を差し引いた額を合算した金額

生産性要件算定シートの記入例

(H30.1)

生産性要件算定シート

生産性の算定対象となる事業所（個人事業主）名等		厚労商店					
申請事業所名		厚労商店		事業所番号		1234-567890-7	
項目		勘定科目		A Bの3年前年度 （ H25 年度） Aの会計期間 25 年 4 月 ～ 26 年 3 月		B 直近年度 （ H28 年度） Bの会計期間 28 年 4 月 ～ 29 年 3 月	
	①青色申告特別控除前の所得金額	青色申告特別控除前の所得金額		1,600,000		2,150,000	
	②人件費	給料賃金		5,000,000		5,300,000	
		専従者給与		4,500,000		4,600,000	
		福利厚生費		30,000		30,000	
	③減価償却費	減価償却費		500,000		400,000	
	④動産・不動産賃借料	地代家賃		2,400,000		2,400,000	
	⑤租税公課	租税公課		105,000		120,000	
(1) 付加価値〔 = ①+②+③+④+⑤〕(円)				14,135,000		15,000,000	
(2) 雇用保険被保険者数(人)				1		1	
(3) 生産性〔 = (1)／(2)B〕(円)				14,135,000		15,000,000	
(4) 生産性の伸び〔 = ((3)B-(3)A)／(3)A〕(%)			6.1%				
(5) 生産性の向上に効果が あった事業主の取り組み		従業員の能力開発に取り組むことに加え、〇〇設備の導入により業務の効率性を高める効果があった。					

生産性要件算定シートの項目の説明

項目	説明
生産性の算定対象となる事業所（個人事業主）名等	助成金は、原則として事業所単位で支給申請します。 ・生産性は事業所単位で算定されることとなりますが、事業所単位で青色申告決算書を作成していない場合（複数の店舗を合算している場合など）は、青色申告書決算ベースの事業所の単位に最も近い単位の組織について算定します。 「生産性の算定対象となる事業所（個人事業主）名等」「申請事業所名等」欄はこれを踏まえて記入してください。
①青色申告特別控除前の所得金額	青色申告決算書 より、「青色申告特別控除前の所得金額」を転記します。
②人件費	<対象となるもの> ● 従業員及び専従者の給料、通勤費など諸手当、賞与に相当するもの ● 「法定福利費」（社会保険料等）、「福利厚生費」 <対象とならないもの> ● 従業員及び専従者の「退職金」（※） ※これが計上される年度とそうでない年度の差が大きくなりすぎるため除外します。 ● 派遣労働者に係る派遣手数料に相当するもの
(1)付加価値	①～⑤に入力した値を加算した値を記入します。
(2)雇用保険被保険者数	各事業所で管理しているデータ（労働保険料申告書にも用います）を利用するほか、正確な人数を「事業所別被保険者台帳交付請求書」によってハローワークに照会することができます。 ・人数は、青色申告決算書等の作成単位の事業所（個人事業主単位など）と同じ単位の組織の人数を記入（青色申告決算書上、複数の事業所を合算している場合は、被保険者数も合算し、その事業所名と事業所番号を記載した任意の書面を添付）してください。 ・助成金申請事業所のAとBの会計年度の末日現在の人数を記入してください。 ・なお、雇用保険被保険者数は、「日雇労働被保険者」や季節的に雇用される「短期雇用特例被保険者」を除いた数を記入してください。
(3)生産性	付加価値（（1）欄）を雇用保険被保険者数で割った値を記入します。（小数点以下四捨五入）
(4)生産性の伸び	直近年度（B）とBの3年度前（A）の生産性の伸び率を記入します。（小数点2桁以下切り捨て） 6%以上又は1%以上（6%未満）（※）の場合に生産性要件を満たすこととなります。 （※）1%以上（6%未満）の場合は、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていることが必要です。
(5)生産性の向上に効果があった事業主の取組	具体的な内容を記入してください。 （例：従業員の能力開発・意欲（働きがい）の向上、働き方や働きやすさの改革、業務の効率性や成果を高める設備の導入など）